

令和 7 年度

いじめ防止基本方針

1. いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、その生徒を将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、各生徒の健全な成長に影響を及ぼす、個人の尊厳に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で臨み、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。それがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめなどの卑劣な行為を許さない生徒の意識を育成することになる。本校では、「人の気持ちにつながれる生徒」をめざす生徒像としており、いじめは重大な人権侵害であり、人間の尊厳を傷つける事象であるという認識のもとに、貝掛中学校に正義の風を吹かすべく「いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめの定義

【いじめ】とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3. いじめ防止に関する措置

（1）校内組織

名称 いじめ対策委員会

構成員 校長・教頭・首席・生徒指導主事・生徒支援コーディネーター・各学年主任および生徒指導担当・人権教育主担・養護教諭・当該教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

役割 ①いじめの防止

②いじめの早期発見

③いじめの対応

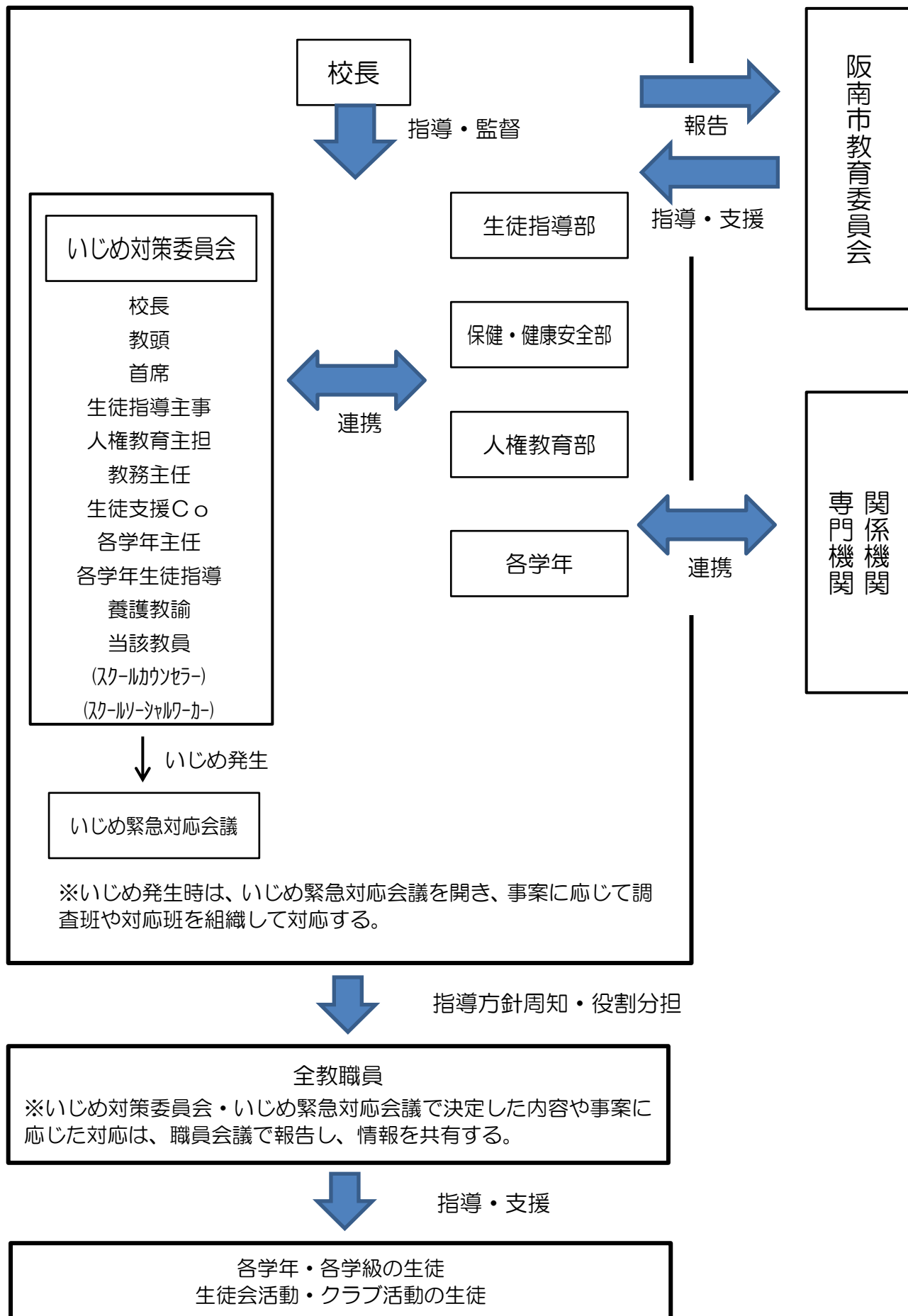
④校内研修

⑤年間計画の企画と実施・進捗の点検

⑥各取り組みの有効性の検証といじめ防止基本方針の見直し

⑦教職員間の報告・連絡・相談の実施状況の確認

【校 内 組 織】



※関係機関（警察・子ども家庭センターなど）

専門機関（医療機関など）

(2) 未然防止の取り組み

- ①いじめはどの生徒にも起こりうるという認識のもと、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に努める。
- ②教育活動全般を通して、「いじめは絶対に許されない」ことを生徒に理解させる。
 - ・傍観する、はやし立てるなど同調する行為についても、いじめに加担している行為であることを理解させる。
 - ・ネット上の不適切な書き込みなどについてもいじめにつながることを理解させる。
- ③生徒同士が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ④集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、自己有用感の醸成を図り、それぞれの違いを肯定的に認め合う人間関係づくりを行う。
- ⑤縦割り活動や生徒会活動、クラブ活動などの異年齢集団での活動を通して、他者を思いやり尊重する心を育てる。
- ⑥教職員の言動が、生徒を傷つけたり他の生徒のいじめを助長したりすることのないように指導の在り方に細心の注意を払う。

(3) 早期発見のための取り組み

- ①学級担任の日常の声かけ、毎日の記録の活用、定期的ないじめ調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
- ②いじめは教師の目の届きにくい時間・場所やネット上で行われたり、遊びやふざけあいを装って行なわれたりするなど、教師が気付きにくく判断しにくい形で行われていることが多いということを認識する。
- ③些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知する。
- ④日頃から、生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つように心がける。また、SCとも情報共有する。
- ⑤家庭との連携を図り、生徒の変化を保護者が察知した場合、学校に相談できる信頼関係を構築する。

(4) 年間計画

情報共有（学年は毎月・生徒指導部会は毎週）

	教職員	教育活動	調査・生徒理解	家庭との連携
4月	年間計画作成 相談窓口設置	いじめ防止の取り組み 仲間づくり	生活アンケート 個人相談	家庭訪問 PTA 全委員会
5月	いじめ防止研修	修学旅行		授業参観 いじめ防止基本方針の周知
6月	年間計画進捗確認	人権学習・情報モラル教育 縦割り活動		授業参観
7月	人権研修	人権作文・ポスター	授業アンケート	個人懇談会
8月	年間計画進捗確認			
9月		文化祭		PTA 全委員会
10月	年間計画進捗確認	体育祭 人権学習	生活アンケート 個人相談	
11月	人権研修	校外学習		授業参観
12月		レクリエーション大会		個人懇談会
1月		宿泊学習		
2月			生活アンケート	PTA 全委員会
3月	年間計画確認 引き継ぎ会議	レクリエーション大会	個人相談	個人懇談会

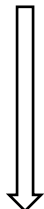
4. 事象が発生した場合の対処

(1) 通報・相談があった場合

いじめられている生徒本人・保護者からの訴え



生徒または保護者からの訴えを聞いた教職員（担任・顧問など）の対応



- ・決して一人で抱え込むことなく、管理職に報告し、組織的に対応に当たる。
- ・当該生徒の話を十分に聞く態度に徹し、不安や恐怖など、様々な気持ちを共感的に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をする。その際、生徒の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。

いじめ対策委員会

- ・校内緊急体制の構築。
- ・具体的な対応方針を決定。
- ・指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
- ・事実確認および指導記録については、それぞれ聞き取った内容を時系列で整理するなど情報管理を徹底する。
- ・阪南市教育委員会への報告・支援を要請。
- ・生徒の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が発生した場合、関係機関への連携と支援を要請する。
- ・家庭訪問など保護者への対応方針の決定。

(2) 当事者生徒・家庭への指導・支援や助言

【被害生徒と保護者】

「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、生徒を見守り、生徒の心の痛みに寄り添う姿勢で接する。保護者からも家庭訪問をするなどして丁寧に話を聴く。生徒・保護者の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応する。今後の対応については、生徒本人と保護者に対する心のケアや見守る体制について誠意をもって「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示す。

状況に応じて、SC・SSWの協力を得て対応を行う。

【加害生徒と保護者】

いじめを受けた生徒や周囲の生徒から聴きとった内容をもとに、できる限り正確な事実を確認する。いじめを受けた生徒の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、いじめを受けた生徒の気持ちに共感しながら、加害生徒の背景に迫り、その立ち直りを支援する。いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた生徒に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。

状況に応じて、SC・SSWの協力を得て対応を行う。

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者への支援やいじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者が、いじめ事案に関する情報の共有を図ることができるよう配慮する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、阪南市教育委員会と連携して対処し、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがある時には直ちに関係機関に通報し適切に援助を求める。

- ・当事者生徒・家庭への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携のもとで取り組む。

(3) 集団への働きかけ

- ・はやし立てる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害者にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。
- ・周りの生徒へも、学級全体で話し合うなど、「いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない」という強い姿勢で対応する。

(4) ネット上のいじめへの対処

- ・ネット上の不適切な書き込みについては、問題の箇所を確認、印刷、保存するとともに、被害の拡大を避けるために、個人のパソコンや携帯電話などから適切に削除する措置をとる。また、いじめ事案に準じて対応する。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに関係機関に通報し、適切に援助を求める。
※SNSを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、保護者にもこれらについての理解を求めている。

(5) 重大事態の場合の対処

重大事態とは

- ①いじめにより生徒の生命、心身または財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合。(自殺を企図・身体の重大な障がい・金品などに重大な被害・精神性の疾患を発症)
 - ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合。(相当の期間については、30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合)
- 保護者からいじめによって重大事態に至ったと申し立てがあった場合も含め、重大事態の疑いが生じた場合。

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに阪南市教育委員会に報告する。
- ・重大事態が起こった場合、同種の事態の発生を防止するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・事実関係の調査にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃)から誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・調査を行った場合、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。

(6) いじめの解決

加害生徒による被害生徒への謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、当事者や周りの者を含む全員が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな一歩を踏み出したことをもって判断する。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート【貝掛中学校】

5つのレベル

レベルⅠ	下足場靴の整頓、チャイム着席、掲示物へのいたずら 等
レベルⅡ	無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髮違反、授業をさぼる、学校施設の無許可使用 等
レベルⅢ	攻撃的な言動、軽微な授業妨害、軽微な器物損壊・暴力、授業をさぼって校内でたむろ
レベルⅣ	暴言・誹謗中傷行為、脅迫・強要行為、暴力、喫煙、軽微な窃盗行為、悪質な賭けごと、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転等 いじめに係る言動・行動 対教師暴力
レベルⅤ	重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為 等
レベルⅥ	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為、凶器の所持、放火、強制わいせつ、強盗 等

